

公共用水域及び地下水の水質・ダイオキシン類等
常時監視業務委託

仕 様 書

令和7年2月

岡山市環境局環境部環境保全課

第 1 章 一般事項

第 1 節 総則

1. 1. 1 (適用範囲)

本仕様書は基本的内容について定めるものであり、本仕様書に明記されていない事項でも、当然必要と思われるものについては、本市監督員（以下「監督員」という。）と協議のうえ、受託者の責任において誠実に履行すること。

1. 1. 2 (疑義)

現場説明書、本仕様書及び図面等に明示のない場合又は疑いを生じた場合は、監督員と協議すること。

1. 1. 3 (損傷部補修)

本業務履行に際し、建造物機器等を損傷しないよう十分注意すること。万一損傷した場合は、監督員の指示に従い、同等以上の資材をもって速やかに現状復旧を図ること。

なお、復旧に要する費用は本市の責めに帰する場合を除き、すべて受託者の負担とする。

1. 1. 4 (秘密の厳守)

(1) 受託者は、業務上知り得た秘密・個人情報を本委託業務以外の目的に使用し、又は第三者に漏らしてはならない。

(2) 受託者は、本委託業務の遂行にあたっては、個人情報の保護に関する法律を遵守し、取得した個人情報は、その取扱いに最大限の注意を払うこと。

(3) 受託者は受託情報を保護するため、委託者と「個人情報の保護に関する法律に基づく市の保有する個人情報の取扱委託に関する覚書」を締結しなければならない。

1. 1. 5 (提出書類)

提出する書類の大きさは、すべてA4判にて編集すること。

第 2 節 現場管理

1. 2. 1 (現場管理)

業務責任者は、委託業務履行の場所に常駐し、行程及び現場管理等を適切に行うこと。また、業務履行については、監督員と事前に打合せ等を行い履行すること。

1. 2. 2 (災害防止等)

本委託履行に当たっては、試料採取作業に従事する者の安全災害防止対策に万全を期するほか、労働基準法、労働安全衛生法等の保安法令に違反することのないよう、特に留意して履行すること。

1. 2. 3 (緊急時の処置)

事故又は災害が発生した場合は、速やかに適切な処置をとり、直ちにその経緯を監督員に報告すること。

1. 2. 4 (あと片付け)

履行完了に際しては、当該委託に関連する部分のあと片付けを行うこと。

第 2 章 特記事項

第 1 節 概要

2. 1. 1 (委託業務概要)

本委託業務は、水質汚濁防止法第16条に基づき岡山県が「令和7年度公共用水域及び地下水の水質測定計画（以下「水質測定計画」という。）」に定めた地点において、同法第15条に基づき、公共用水域及び地下水の水質の汚濁の状況を常時監視するため分析を実施するものである。さらに、水質測定計画に定めのない主要な河川・用水路の地点においても同様に水質分析を実施し補完することで、全市域の水質の状況を面的に把握し、水質保全の基礎資料とするものである。また、ダイオキシン類対策特別措置法第26条に基づき、公共用水域の水質・底質及び地下水の水質におけるダイオキシン類の状況を常時監視するため分析を実施するものである。

【参 照】 令和7年度 公共用水域及び地下水の水質測定計画

(岡山県環境文化部環境管理課HP) ※ 令和7年2月末アップロード予定

<http://www.pref.okayama.jp/page/detail-28503.html>

2. 1. 2 (事前準備・手続き等)

本委託業務履行にあたり、次の準備・手続き等を行うこと。なお、これらに要する費用及び発生した費用は、全て受託者が負担するものとする。

(1) 事前準備等

人員、機器、船舶の借上げ（手続き等含む）、試料採取及び分析については、全て受託者が準備し実施すること。

(2) 官公庁等への手続き

本委託業務履行に必要な官公庁等関係機関への届出・申請、その他必要な手続き等については、受託者が関係法令等を確認のうえ遅滞なくその手続き等を行うこと。

特に、第1回目の海域等での試料採取実施日（令和7年4月中旬）までに、海上保安庁玉野海上保安部に港則法に基づく作業許可申請、及び海上交通安全法に基づく作業届出の手続きを行い許可を得ること。

2. 1. 3 (委託業務内容)

本委託業務の内容は次のとおりとする。

(1) 測定地点及び測定回数

別表1 のとおりとし、詳細は次のとおりとする。

ア 公共用水域（河川・湖沼・海域）

試料採取日が、水質調査方法（昭和46年環水管第30号）に示された調査の時期に沿わないと思料される場合、速やかに代表的な試料採取地点の状況を目視確認し、実施の判断に必要な情報を委託者へ提供すること。

(ア) 通常測定（ダイオキシン類を除く）

河川・用水路については、児島湖流域内の全30地点（水質測定計画に定められたNo.421～451の計8地点、水質測定計画に定めのない補01～26の計22地点）を同一日に測定するものとし、児島湖流域外の全26地点（水質測定計画に定められたNo.104～304の計8地点、水質測定計画に定めのない補28～補49の計18地点）を同一日に測定を行うものとする。

湖沼については、全4地点（水質測定計画に定められたNo.401～404）、海域については全13地点（水質測定計画に定められたNo.605～614）で測定を行うものとする。

(イ) ダイオキシン類測定

環境基準点等12地点（河川7地点、湖沼2地点、海域3地点）で各地点年1回、水質及び底質について、それぞれ測定を行うものとする。測定日については、農薬や野焼きなどの影響が小さいとされている4～5月、11月～12月とするが、詳細な日時は監督員と事前に協議し決定するものとする。なお、原則として（ア）通常測定との同時測定とする。

イ 地下水

試料採取については、委託者立会いのもと、受託者が行うものとするが、地下水提供者への日程調整を含む連絡は委託者が行うものとする。

(ア) 通常測定（ダイオキシン類を除く）

概況調査として6地点（水質測定計画に定められた地01～地06）及び継続監視調査地点として1地点（水質測定計画に定められた地07）について、委託者立会いのもと、試料採取を実施すること。

(イ) ダイオキシン類測定

(ア)通常測定における概況調査6地点（水質測定計画に定められた地01～地06）での試料採取の際、同時に実施すること。

(2) 測定項目及び検体数

別表2のとおりとする。

(3) 通常測定（ダイオキシン類を除く）に係る測定方法及び報告下限値

水質測定計画に定められた「測定方法及び報告下限値」のとおりとする。なお、水質測定計画に定めのない補完地点についても同様とする。

(4) ダイオキシン類測定に係る測定方法

本委託業務履行に当たっては、ダイオキシン類対策特別措置法及び同法施行令・施行規則（平成11年法律第105号）に準拠するものとし、詳細な方法については、次のマニュアル等を参考にすること。

ア 工業用水・工場排水中のダイオキシン類の測定方法（日本産業規格 JIS K0312）

イ ダイオキシソ類に係る底質調査測定マニュアル

(令和4年3月環境省水・大気環境局水環境課)

(5) ダイオキシソ類に係る品質管理調査(二重測定)

次の地点での試料について二重測定を行うこと。

ア 水質: 河川のうち任意の1地点

イ 底質: 河川のうち任意の1地点

(6) 分析結果の報告等

ア 分析の結果、異常値等が検出された場合は直ちに監督員に連絡すること。

イ ダイオキシソ類濃度については、分析結果が出次第、速報値として報告すること。

ウ 分析終了後も15日間は検体を保持しておくものとし、分析値の確認のための再分析もしくは検体の提出等を求められた場合は応じること。

(7) 精度管理

「環境測定分析を外部に委託する場合における精度管理に関するマニュアル」(平成22年7月 環境省水・大気環境局総務課環境管理技術室)に準拠するため、必要な書面の提出等を求めることがあるので、特に留意すること。

また、岡山県環境文化部環境管理課が実施する「令和7年度水質測定精度管理調査」に参加すること。

(8) 環境省からの協力依頼による試料採取

環境省から「水環境中の要調査項目存在状況調査」に関する採水等について協力依頼があった場合は、本委託業務の試料採取に併せて実施すること。

2. 1. 4 (提出書類)

本委託業務に関する提出書類は次のとおりとする。ただし、契約に関する書類は別とする。

(1) 着手前に提出する書類

ア 業務責任者届

受託者は業務責任者を定め書面により提出しなければならない。

ただし、委託者が不相当と認めた場合は改めて選任すること。

イ 委託作業表

ウ 委託業務着手届

エ 環境計量士(濃度関係)登録証写し

(2) 委託期間中に提出する書類

分析結果は、各月の最終の試料採取日の3週間以内(ダイオキシソ類については45日以内)に提出するものとする。ただし、3月分については委託期間終了までに提出すること。

ア 委託写真帳

試料採取の状況について、委託用塗版にて表示し撮影したものを電子ファイルで提出すること。なお、委託期間中に1回、委託者が指定した代表的な月のみ紙媒体でも提出すること。

イ 委託報告書

(ア) 濃度計量証明書

分析結果以外に採水日時、天候、気温、水温、色相、臭気及び分析方法を記入すること。

(イ) 水質分析結果一覧表

別紙1～6の様式で作成し、委託者の指定したメールアドレス宛に電子ファイルで提出すること。併せて、別紙2～6については、濃度計量証明書とともに別紙として書面でも報告すること。なお、電子データ（様式）は委託者から受託者に提供する。別紙2～4については基準超過時に強調フォントで表示すること。計量証明書から別紙への転記ミス等、測定結果の誤りが絶対に発生しない体制で実施すること。

ウ 下請負承認願

ダイオキシン類の分析について下請負する場合、書面により委託者の承認を得ること。また、下請負業者に関する次の登録証の写しを提出すること。

(ア) 計量証明事業登録証及び特定計量証明事業認定証

(イ) 環境計量士登録証

(3) 完了後に提出する書類

委託業務完了通知書

(4) その他監督員の指示したもの

2. 1. 5 (成果品の契約不適合責任)

(1) 全ての成果品について、納品の後、委託期間中に受託者の責による不備が発見された場合は、委託者の指示に従い必要な処理（関連する項目の再検査及び不良箇所の修正）を受託者の負担において行うこと。

(2) 委託期間終了後2年を保証期間とし、保証期間内に品質基準を満たしていないことが判明した場合は、委託者の指示に基づき受託者の責任において関連する項目を再検査し、不良箇所を修正すること。

2. 1. 6 (注意事項)

(1) 受託者は、契約締結後速やかに監督員と詳細な打合せを行うこと。

(2) 監督員は、受託者の行う業務がこの仕様に適合しないと認めた場合、受託者に対し、適合するように指示することができる。

- (3) 本委託実施に係る現場管理上の事故については、全て受託者の責任とする。
- (4) 本委託業務は、ダイオキシン類の分析を除き全て受託者が実施すること。